

補助金等に関する基本方針

○はじめに

地方公共団体が補助金等を交付することができるのは、地方自治法第 232 条の 2 に規定する「公益上の必要性がある場合」に限られている。補助金等の見直しに当たっては、単に廃止・縮小するというのではなく、補助金等を通じて市民の行政運営への理解、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、その支出にあたっては、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ補助対象者が自助努力を以ってしても、なお不足する部分を補助するという必要最小限の原則に基づき行われる必要がある。

松阪市では平成 14 年に「補助金等の交付基準・見直し基準について」を策定し、予算編成時において補助金等の見直し・あり方を周知してきたところであるが、定期的な見直しの仕組みが確立されていないことから、一度創設された補助金等を廃止することが難しく、現状として、補助金等の長期化、既得権化という問題が生じている。また、補助金等の交付要綱が個別に定められていないものもあるため、交付の根拠や目的が明確でない補助金等が見受けられる。これらのことから、松阪市の現状と課題を整理し、補助金等の見直しが適正に行われるような仕組みづくりを行う。

○定義

補助金等とは市が市以外の団体、個人等に対して交付するもので、「公益上の必要性がある」ものをいい、反対給付を伴わない金銭給付を行うものをいう。

※補足：具体的には一般会計でいうところの【節 19 負担金、補助及び交付金】のうち、【細節 20 補助金】、【細節 30 交付金】を対象とします。

○基本方針

I、公益性・公平性・公正性の確保について

補助金等の支出については、その公益上の必要性の判断に係る裁量権の逸脱・濫用の有無は勿論のこと、補助金等交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助対象事業の目的、性質及び状況、当市の財政状況及び規模、議会に対する対応、地方財政に関する諸規範等諸般の事情を総合的に勘案してその必要性を判断されたい。

補助金等の交付は不特定多数の市民の利益につながるものであり、特定の団体のみの利益で終わらないこと。したがって、公益性の観点から団体の会員のみを対象とした事業は補助対象外とする。

公平性・公正性については、個人にあっては請求書の写し等、補助対象団体にあっては収入支出状況、会計帳簿の確認、同一の補助対象団体が3年以上にわたっていないか等、公平性・公正性の確実な担保が図られているか確認するとともに長期にわたり継続して交付されているものや補助の目的及び効果が不透明な補助金等については、要綱改正を含めた見直しを行う。

II、効率性の追求について

補助金等の財源が税金である以上、交付する側・交付される側も費用に対する効果、効率性の最大化を図ること。

補助金等の支出にあたっては前例の踏襲によらず、過去3年以内に見直しを行っていないものについてはその見直しを行い、補助金等の終期が設定されていないものは終期を設定すること。また、事業費、実施手法等について他の方法がないか比較検討を行うこと。さらに、補助金等の具体的な費用対効果が説明できないものは廃止とすること。

III、優先性の確認について

補助金等の設定においては、松阪市の政策目的・課題・住民ニーズ等の優先順位を考慮すること。優先順位づけについては市民、市民団体、企業等の幅広い意見を斟酌し決定すること。

IV、必要性の有無について

補助金等の設定においてはその必要性が客観的に認められるものであること。必要性とは市民、市民団体、企業等からの強いニーズがあり、国や県等に類似の事業がなく、市として補助すべき明確な根拠があること。また、仮に補助等を実施しなかった場合、多大なマイナスの影響があると認められること。特に、補助金等支出という手法で執行機関が関与すべきか改めて検討を行うこと。

○具体的な対応策

I、補助対象団体の自立の促進

補助金等への依存により自主財源の確保などその団体の自らの努力により運営を行う姿勢が希薄となりがちな現状がある。補助金等とは本来その団体や個人の取組みを執行機関としてサポートし、自主・自立した多様な活動を展開してもらうために交付するものであ

るため、補助率は、法令等であらかじめ決まっているものや国県の基準に従い交付するものを除き、原則 1/2 以内とし、補助率等の見直しもその団体・個人の取組みに応じて毎年行うこと。現状として、団体運営補助金等として補助対象が何であるのか不明確であるものや補助率があいまいなもの、定額補助 (10/10) となっているものが存在することも踏まえ、それぞれの補助金等のあり方を説明責任が果たせるような形で検証すること。また、特に団体運営補助金等については、執行機関としてどの事業 (内容) に対して補助するのかという観点から、団体運営補助金等から事業補助金等へのシフトを進めていくこと。

II、補助金等の使途

不特定多数の市民の利益につながらないものに対して補助を行わない観点から、次に掲げる経費を補助対象経費として認めない。

① 研修費

視察研修や会員だけの研修等に係る経費には、事業の実施と関係が少ないと判断されるため、補助金等を充当できない。

② 懇親会費

交流を目的とした飲食会等懇親会に係るすべての経費には、事業の実施と関係が少ないと判断されるため、補助金等を充当できない。

③ 食糧費

予算科目としての「食糧費」だけでなく、「会議費」や「事業費」に含まれる飲食に係る経費には原則として補助金等を充当できない。ただし、事業の実施に直接必要なお茶等の提供は除く。

④ 慶弔費、交際費

いかなる名目であっても、慶弔費や交際費的なものに係る経費には、事業の実施と関係が少ないと判断されるため、補助金等を充当できない。

⑤ 役員手当

補助団体の役員や構成員に対する手当や謝礼に係る経費には、原則として補助金等を充当できない。ただし、事業実施にあたり、従事者の雇用が必要不可欠である等、人件費補助を目的としている補助金等については、この限りでない。

⑥ 負担金

上部団体への負担金や加入組織の会費等に係る経費には、補助金等を充当できない。

⑦ 積立金

基金への積立には補助金等を充当できない。これは、会計年度の独立の原則と補助金等そのものが積立による比較的大きな支出をそもそも対象としていないことによる。

⑧ 備品購入費

備品の購入経費には、原則として補助金等を充当できない。ただし、事業の実施に

あたり、必要不可欠である等、備品購入費補助を目的としている補助金等については、この限りでない。

Ⅲ、適正な補助金等の運用確認

実績報告及び団体補助であれば補助対象団体の決算・予算書類等で補助をすべき対象者であるかどうかを事前・交付後に徹底して確認すること。

事業の実施による受益者がある場合は、受益者から受益に応じた負担を定め、求めること。

事業終了後の余剰金については、年度ごとに終了、返還し、翌年度への繰越は行わない。

団体の決算における繰越金が、補助金額を超えている場合は補助金額を減額調整すること。

財務書類等から決算ベースで余剰金・繰越金・積立金が多い団体、自立できる団体については、本当に補助すべきかをきちんと見直すこと。

Ⅳ、合併による補助金等の統一化

市町村合併により旧団体ごとに存在していた補助金等について、経過措置で対応している部分も多くあるものの、5年が過ぎてなお、エリアによって補助率、対象経費が異なる補助金等については、補助率、補助対象経費等要綱全体の見直しを行うこと。

Ⅴ、要綱の整備

地方自治法、補助金等交付規則等上位法令に基づき、それぞれの個別補助金等で具体的な目的、補助対象となるもの、補助対象経費、補助期間（終期設定）、補助率等を規定することが必要となるが、規則の規定を運用し補助金等交付の制度要綱を策定していないものや、趣旨、目的が不明確な要綱が存在するため、改めて補助金等交付要綱へ規定するべき内容を整理すること。

Ⅵ、情報公開の推進

補助金等の適正な交付がなされているかどうか等説明責任を果たすため、市のホームページなどを活用して広く市民に周知すること。

また、補助事業の内容、経費、成果などについて、情報公開や積極的な情報提供を推進し、補助金等交付の透明性を図ること。

Ⅶ、その他事務手続き上の留意事項

補助金等の交付決定行為については、松阪市公文例規程（平成17年松阪市訓令第8号）第2条第3号ウの「指令」に該当し、年度ごとの交付決定処理の管理についても指令番号簿の作成・管理により徹底して行うこと。

当初予算で事業費を計上しているにもかかわらず件数増による補正対応などがしばしば見受けられるため、原則として、当初予算計上額の範囲内での対応ということを徹底し、対象者への周知をきちんと行うこと。